名　称　仁頃港西防波堤灯台
位　置
所在地　兵庫県南あわじ市（仁頃港西防波堤外端）
北　緯　三四―一一―三〇
東　経　一三四―四四―四五
変更した事項
光　度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年九月十二日

○海上保安庁告示第二百二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年十月二十一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　石倉港東防波堤灯台
位　置
所在地　北海道茅部郡森町（石倉港東防波堤外端）
北　緯　四二―〇九―三四
東　経　一四〇―二八―三九
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで四・八メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十三年九月十三日

名　称　木更津港第一号灯標
位　置
所在地　千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の西北西方約五・一キロメートル）
北　緯　三五―二三―五三
東　経　一三九―四八―四二
変更した事項
附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十三年九月十三日
記　事　一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧

名　称　志度港防波堤灯台
位　置
所在地　香川県志度港（防波堤外端）
北　緯　三四―一九―三三
東　経　一三四―一〇―三九
変更した事項
光　度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年九月十三日

名　称　輪島港第五防波堤灯台
位　置
所在地　石川県輪島港（第五防波堤外端）
北　緯　三七―二四―〇六
東　経　一三六―五四―一四
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日　平成二十三年九月十三日

名　称　蛸島港西防波堤灯台
位　置
所在地　石川県珠洲市（蛸島港西防波堤外端）
北　緯　三七―二六―一七
東　経　一三七―一八―一二
変更した事項
高　さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで八・五メートル
変更年月日　平成二十三年九月十三日

名　称　氷見港唐島灯台
位　置
所在地　富山県氷見市（唐島）
北　緯　三六―五一―五一
東　経　一三六―五九―四五
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
変更年月日　平成二十三年九月十三日

○防衛省告示第二百五十六号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第九条第一項の規定に基づき、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の規定に基づき特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村を指定した件（昭和五十年総理府告示第四号）の一部を次のように改正したので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十三年十月二十一日

防衛大臣　一川　保夫

表松島飛行場の項中「東松島市」を「石巻市　東松島市」に改め、同表横田飛行場の項の次に次のように加える。

硫黄島飛行場	東京都小笠原村

表厚木飛行場の項中「大和市」を「藤沢市　大和市」に改め、同表芦屋飛行場の項中「福岡県遠賀郡芦屋町」を「福岡県遠賀郡芦屋町　福岡県遠賀郡水巻町」に改め、同表伊江島補助飛行場の項の次に次のように加える。

鳥島射爆撃場	沖縄県島尻郡久米島町

表嘉手納弾薬庫地区の項の次に次のように加える。

下北試験場	青森県下北郡東通村
霞ヶ浦飛行場	土浦市
	茨城県稲敷郡阿見町
宇都宮飛行場	宇都宮市
相馬原飛行場	群馬県北群馬郡榛東村
木更津飛行場	木更津市
キャンプ座間	相模原市
	座間市
相模総合補給廠	相模原市
徳島飛行場	徳島県板野郡松茂町
目達原飛行場	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町
	佐賀県三養基郡上峰町
普天間飛行場	宜野湾市

普天間飛行場の項を削り、同表牧港補給地区の項の次に次のように加える。

北部訓練場	沖縄県国頭郡国頭村
	沖縄県国頭郡東村